

昭和 48 年 12 月 1 日  
基発第 671 号

都道府県労働基準局長殿

労働省労働基準局長

### 業務災害の取扱いについて

労災保険法上、業務上外を判断する場合における「業務」には、当該労働者の本来の担当業務はもちろんのことであるが、本来の担当業務そのものでなくとも当該事業の運営上及び当該労働者が業務を遂行する上での必要又は合理的行為であり、当然に業務に附随する行為であると認められる行為は、「業務」に含まれると解することが相当であるから、下記の災害の場合には、業務災害として取扱うこととしたので、了知されたい。

#### 記

- 1 事業場に食事をする施設がないため、又は不十分なため、使用者が事業場に近接する食堂と労働者の食事について契約を結び指定食堂としている場合及び事業場の近辺に数件の食堂しかなく、労働者がそれらの食堂を利用せざるを得ないような状況にある場合において、当該事業場と食堂との間の直接の往復途上における災害
- 2 事業場に医療機関がなく、就業中に緊急の治療を要する場合において、使用者の指示又は了解により、当該事業場と最寄りの医療機関との間の直接の往復途上における災害